



令和6年7月8日

奈良県田原本町

令和6年から夏季休暇をリフレッシュ休暇へ 変更します

田原本町では、今年より、夏季休暇（原則3日間の特別休暇）の名称を「リフレッシュ休暇」と改め、取得可能期間についてもこれまで「7月から9月まで」であるところを、夏季に限らず一年を通して心身共にリフレッシュできる環境づくりを目的に、「一年を通じて」へ規則の改正を行いました。

今回の改正は、人事院規則の一部改正等により、国家公務員ではこれまでの夏季期間（7月～9月）に業務の繁忙期である職員を対象に夏季休暇の取得可能期間を「6月から10月まで」と前後各1か月拡大したことから、本町においてもこれまでの夏季期間に業務の繁忙期等で連続した休暇の取得が困難であることが想定されるため、休暇の目的を達せられるよう国の基準以上に取得可能期間を拡大することにより、職員のより働きやすい職場の改善に寄与できるものと考えます。

このリフレッシュ休暇は、令和6年においては7月から12月まで、令和7年以降においては1年を通して取得可能期間とするものです。

本町は健康経営を推進しており、令和6年3月には健康経営優良法人2024（大規模法人部門）の認定を受けました。今後も職員の働きやすい職場づくりを進め、質の高い住民サービスを提供することを目的に取り組んでまいります。

この件に関するお問い合わせ先：

町長公室人事課 TEL 0744-34-2056